

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回清須市防災会議
開 催 日 時	平成30年8月20日(月曜日) 午後2時から午後3時30分まで
開 催 場 所	清須市役所 南館3階 大会議室
議 題	1 開会 2 防災会議会長(市長)あいさつ 3 委員の自己紹介 4 議事 (1) 平成30年度清須市総合防災訓練について (2) 平成30年度清須市の防災行政について (3) 清須市業務継続計画について (4) その他 5 閉会
会 議 資 料	資料1-1・2・3 平成30年度清須市総合防災訓練概要・細部実施要領・会場図 資料2-1・2 平成30年度防災関連事業計画について 資料3 清須市業務継続計画の概要
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	3人
出 席 委 員	永田会長、葛谷委員、齊藤(孝)委員、渡辺委員、宇佐見委員、山田委員、子安委員(代理)、石田委員(代理)、齋藤(雅)委員、時田委員、伊神委員、猪子委員、大嶋委員、嶋川委員、加知委員、阪口委員、土方委員、瀧本委員、山岡専門委員
欠 席 委 員	村瀬委員、細谷委員、加藤委員、小泉委員
出 席 者 (市)	なし
事 務 局	〔総務部 防災行政課〕 平子部長、後藤課長、辻課長補佐、鈴木係長、江川主任、横井主事、長谷川防災官 〔建設部 土木課〕 加藤部長、飯田課長
会議の経過(要旨)	

●事務局

定刻となりましたので、ただいまから「平成30年度第1回清須市防災会議」を開会いたします。私は、本日司会を務めさせていただきます、防災行政課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。まず、事前に村瀬委員、細谷委員から欠席のご報告を受けております。また本日、加藤委員、小泉委員から欠席のご報告を受けておりますが、委員の過半数以上の方が出席されております。従いまして、清須市防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開会議となっておりますので、よろしくお願いいたします。傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、委員の委嘱でございますが、清須市防災会議条例第3条の規定に基づきまして、市長より委嘱させていただいております。委員の任期は、平成32年3月31日まででございます。委嘱状につきましては、市長より交付させていただくのが本来でございますが、時間の都合上、机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、清須市防災会議を開催いたします。開催にあたりまして、清須市防災会議会長でもあります永田市長から挨拶申し上げます。

●永田会長

(市長あいさつ)

●事務局

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。大変恐縮ではございますが、本日が今年度の第1回目の会議でございますので、初めて顔を合わされる方もおみえのことと存じます。また、今後も皆様のご協力を得て、進めていかなければなりませんので、それぞれの自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、誠に申し訳ございませんが、西枇杷島警察署長様から順番によりしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

続きまして、事務局を紹介いたします。

(事務局自己紹介)

それでは、これより議事に入りますが、本日ご持参いただきました資料のご確認をさせていただきますと思います。

(配布資料確認)

それではこれから議事の方に入ります。会議進行につきまして、会長であります市長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

●永田会長

それでは、ただいまから議事に入ります。始めに議事1「平成30年度清須市総合防災訓練について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

(資料1を説明)

●永田会長

ただいま議事1の説明が終わりました。この件について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。どのようなことでもご意見いただければと思います。

よろしいでしょうか。では特にご意見、ご質問はないようですので、議事1「平成30年度清須市総合防災訓練について」の説明を終了させていただきます。

次に議事2「平成30年度清須市の防災行政について」、事務局から報告をお願いします。

●事務局

(資料2を説明)

●永田会長

ただいま議事2の説明が終わりました。この件について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

●大嶋委員

自主防災会の大嶋です。ブロック塀関連の質問です。大阪でブロック塀の痛ましい事故がありました。ブロック塀は行政の方でもいろいろ調査されていると思いますが、私の家の近くに何年も住んでいない古い家があります。道路の脇に建っている壊れそうな建物でして、そういったものを発見したらどのように対処すればいいでしょうか。ブロック塀と同じでとても危険だと思うのですが。

●永田会長

今の話ですが、まず所有者が住んでいらっしゃるのか、空家なのかはどちらでしょうか。

●大嶋委員

何十年も空家です。

●永田市長

空家につきましては、本会議とは別に空家等対策協議会を設置しておりまして、現在特定空家等に認定するかどうかといった作業を進めております。大嶋さんがおっしゃる建物が特定空家等になるかはわかりませんが、所有者が判明していれば、所有者の方に状況を改善してくださいといった通知をお出しすることになります。しかし、所有者が判明しないということになると、また別の方法を考えなければならないということになります。

ブロック塀につきましては、愛知県下でも補助制度を設けている市町村も多々あります。本市も何らかの方向を持たなければならないということで、予算が必要になりますので、議会と調整を進めている最中でございまして、近いうちにお知らせができると思います。

空家のような、人が住んでいないところは対応が難しいですが、何とかしなければなりません。ちなみに先程おっしゃった家に所有者はいらっしゃるのでしょうか。

●大嶋委員

私は知りませんが、当然いると思います。

●永田会長

わかりました。本会議が終了しましたら一度お話を伺いまして、調査をさせていただきたいと思います。

●大嶋委員

わかりました。写真もありますので、お見せします。

●嶋川委員

その件に関連してですが、3年くらい前に空家調査を市へ依頼しまして、結局そのままになっています。その返事も来ていないですし、空家調査もするという書類も出しましたけどそのままになっています。

●永田会長

はい、わかりました。その調査の件につきましては担当課長がおりますので、お話をさせていただきます。

●事務局

まず、大嶋委員からいただきました件につきましては、物件の写真等を見せていただきまして、課で既に把握しているものかもしれませんので、また後ほど確認させていただきます。

次に嶋川委員からいただきました件につきましては3年から5年前になりますが、市政推進委員さんに対して、空家の調査の依頼をさせていただきました。実際には、空家の捉え方が、管理がされているただの空家か、それとも管理のされていない空家なのかということで、調査させていただきました。嶋川さんからは3軒ご報告いただいたと思いますが、そのうちの2軒につきましては実際確認したところ、住んでいらっしゃいました。もう1軒につきましては、空家等対策協議会で諮り、経過観察という結果になりました。所有者の方とも連絡が可能ですので、今すぐどうにかするというものではなかったと判断しておりますので、今のところは経過観察をさせていただくという現状でございます。

●嶋川委員

3軒とも住んでいないのですが。

●事務局

申し訳ありません。後でお話をさせていただきますが、私の認識と違っているところがございます。私が認識しているのは、3軒のうち1軒は既に住んでいて、1軒は管理がされていて、1軒は経過観察だという状況というものです。

●嶋川委員

わかりました、また個人的に相談させていただきます。そのままの状態でご近所の方が困っている状況です。

●事務局

わかりました。また後で確認させていただきます。

●永田会長

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

●伊神委員

2年程前ですが、1時間110mmの雨が降って外町も水に浸かりました。その際の被害は少し床下浸水した程度のものでしたが、今回の西日本豪雨を見ますと、道路のマンホールから水が溢れていて、道路や住宅が浸水しているという状況が報道されています。2年

前のことを思い出しますと110mmですので、これはマンホールや配水管の許容量の範囲外だということです。市長や総務部長とお話したことがあります。どうやら配水管は60mmが上限と決まっているとのことで、それは法令に従って設置しているとお聞きしましたが、その60mmは現在の状況とはもう合わないのではないかと思います。もう少し大きな配水管でないと、特に低い土地のところもありますから、外町は清須市の中でも水害に遭う危険性が最も高いと思っております。県の仕事になるのではと思っております、そういった点をどのようにお考えなのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

●永田会長

今伊神委員からお話がありましたが正確には63mmとのことで、実際には100mmを超える雨が降ります。それに合わせるとなるととてもお金がかかりますので、実際には法律に定められた範囲内ということになります。外町だと堀江のポンプ場になると思うのですが、現在ポンプ場は耐震や、ポンプそのものや排水能力を増やす工事をしておりますので、要するにまずは溜まった水を早くポンプ場にひっばって、そこから五条川へ排水をするということから始めようということで、ご了承いただければと思います。

●伊神委員

よろしいでしょうか。3年か4年前に1回とその2年後に1回、県の土木の方が来まして、五条川の排水工事をしていました。第1回目は県の担当の係長さんから説明を受けまして、その時にこの工事が最後でもうありませんという報告をいただいていたのですが、翌年に大雨が降ったことで再び工事をしていました。ここではお話できませんが、いろいろと内々で問題がありまして、市の土木課の課長が係長にもクレームを申し上げたこともあります。大丈夫と言われていたのに大丈夫でなかったという経験がありますから、そのあたりをくれぐれもご配慮いただきますようお願いしたいです。

●永田会長

はい、他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議事2「平成30年度清須市の防災行政について」は報告を終了させていただきます。それでは次に議事3「清須市業務継続計画について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

(資料3を説明)

●永田会長

ただいま議事3の説明が終わりました。この件について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

●宇佐見委員

8ですが、職員の参集可能割合をお示しいただいております。24時間で約50%とありますが、次の9の非常時優先業務の選定を見ますと、3時間以内や12時間以内にならなければならない業務もあるのですが、3時間以内の参集可能割合はございますか。あれば教えてください。

●事務局

3時間、12時間の参集割合もあります。計画上では、3時間以内で47.4%、12時間で50.2%と、24時間とあまり変わらないという結果になっております。以上でございます。

●宇佐見委員

ありがとうございました。そうすると、3時間でも5割近い方がお集まりできるということですね。

●事務局

はい、そのとおりです。

●宇佐見委員

次のまた9のところで、非常時優先業務の数が288となっておりますが、これ以外の非常時優先業務ではない通常業務の数はおいくつくらいあるのでしょうか。

●事務局

はい、今のご質問ですが、通常業務の数についての記載はしておりません。あくまでも288と判断しております。

●宇佐見委員

そうしますとこの288以外に通常業務があるけれども災害時には通常業務をやめて、288の業務だけを1ヶ月間行うということによろしいのでしょうか。

●事務局

そのとおりでございます。

●宇佐見委員

やめるべき通常業務というものは把握されていないということでしょうか。

●事務局

バックデータでは持っていますが、現状ではいくつということはお答えできません。調べてはおりますが、計画上では記載していないというところがございます。

●宇佐見委員

B C Pは本来やるべき通常業務をやめて、災害業務に集中しようということなので、やめる業務はいくつあって、本来従事していた人員がどのくらいいて、その人たちがどれだけ災害業務にまわるのかどうかといったところが大事かなと思いますので、288が災害時の業務で、うち24時間の業務が141で約50%、職員参集割合も50%ということで、24時間以内には50%の職員で50%の業務ができると思ってしまうのですが、実はこの他に本来やるべき業務で、災害時にはやらなくてもいい業務がどれくらいあるかということがございます。その数が非常に多いと、それをやめて災害業務をしなければなりませんので、そのあたりがよくわからなかったというのが正直な感想でした。これはもう作られてしまったということですか。

●事務局

はい、計画は既に策定させていただいております。

●宇佐見委員

10に参集訓練をすると書いてありますが、参集訓練はまだされていないということでしょうか。

●事務局

基本的に毎月メールのみの配信を行っております。それに対して返事をしてくださいということで、参集訓練を実施しております。一度だけ全職員を呼び出したこともあったのですが、これはBCP策定前のことでございます。ですので、現状では毎月全職員に対してメールを配信して、何分で返信があるかというデータを記録しております。

●宇佐見委員

それは毎月されている安否確認というところだと思いますが、実際に参集できるかという部分で実際に来ていただく率が、今の50%の職員が24時間以内に参集できるかの検証ということになりますので、是非ともお願いしたいところでございます。

それから、長くなりまして申し訳ありませんが、5の対象とする災害を地震として、風水害への対応も可能とするといった記述がございますが、このエリアは新川や庄内川の氾濫による水害が非常に懸念されると思っておりますけれども、実際水害が発生した際に地震とは災害の形態が異なる形で現れる可能性もあります。地震を想定すれば風水害等の対応も可能とするというのは少し危ういなという気がします。とりあえず地震バージョンはこのBCPでいいとして、今後水害等についてさらに検討すべきではないかと思うのがいかがでしょうか。

●事務局

そちらにつきましては、当初BCPを策定する際にどうするかという議論をさせていただいております。やはり業務継続計画の中で、地震が一番難しいのではないかという判断をいたしましたので、今のところは地震のものを作った上で、風水害に対応をしていきたいと考えているところでございますが、ご指摘がありましたように風水害につきましても一度検証する必要があるかとは思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

●宇佐見委員

ありがとうございます。本日こちらに来る前にハザードマップを見せていただいたのですが、相当浸水深が深いエリアが広がっていますので、地震に合わせて是非検討をよろしく願います。

●永田会長

貴重なご意見ありがとうございました。他にございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

●嶋川委員

私の自宅は春日の北ですので、東海豪雨の時にはそれほど被害はございませんでした。ですが、私自身は西枇杷島の工場で働いていましたので災害には遭っております。この資料にもあまり載っていませんが、避難所開設等の具体的な話がよくわかりません。今うちの自治会では要援護者を周りがどうやって助けるかといったことで、地図の作成等しております。先日、町内会長と自治会長の2人で避難しました。春日地区はネギヤ保育園、春日小・中学校ですので、歩いていきました。現実問題として、小・中学校の地図を見て、いったいこれは何処から入ればいいのかと感じました。車椅子を積んで来た人が、車を駐車場に入れて、雨の中を入口まで運ぶのかといった具体的なものがわかりません。この点をはっきりしていただきたいです。避難所開設をするのが市の人か学校関係者かはわかりませんが、そういった具体的な話を詰めて私たちに教えていただきたいと思っております。

それから避難準備情報で要援護者を運ぶと考えております。避難指示が出ても、うちのブロックの方たちは経験がありませんので、まだ大丈夫ということで自宅に残る方が多いです。2階に逃げればいいのかという形のほうが多いので、例えば要援護者は助かったけど健

常者は助からなかったというようなことがないように、皆さん全員が助かるように順調に移動できる方法を検討していただきたいです。

●事務局

申し訳ありません。この説明した計画は避難所等の計画ではないですので、そういったことは記載しておりません。あくまでも業務の継続計画になりますので、市の職員が発災後にどのような事業を優先的に進めていくかという計画です。

ただ、今おっしゃったお話は非常に身につまされる思いで聞いておりました。小・中学校には車椅子が入れるスロープ等がありますが、何処が入口でどうやって入るかということが明記されていないのは事実だと思います。実際には入口はここですよという看板等をつけることにはなると思うのですが、実はこの間市役所の中で避難される時に、既にこういった配置をしていたほうがいいのかという検討会を開きました。要するに体育館の中で、HUG訓練のような感じのものを事前に用意したらどうだということが話題になりまして、一度会議を開いて検討させていただいております。ですので、今おっしゃられた入口の件のように抜け落ちているところもございますので、もう一度点検をした上で、どのようにするかということ一度考えさせていただきたいと思います。

●永田会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

はい、ではご意見等ございませんので、議事3「清須市業務継続計画について」は説明を終わらせていただきます。

次に議事4「その他」についてですが、本日専門委員として名古屋大学環境学研究科地震火山研究センター教授の山岡先生にご出席をいただいております。南海トラフ地震に関する情報の受け止め方についてお話をさせていただきたいと思います。では、山岡先生よろしくお祈りします。

●山岡専門委員

名古屋大学の山岡です。手短にお話をさせていただきます。現在の南海トラフの地震につきまして、気象庁が情報を出すとなっております、暫定ではありますが、そういった情報が出た際にどこに注目すれば良いか、あるいはどういった対応を取ったら良いかといった議論が進んでおります。まだ結論までは出ておりませんが、まさに佳境に入っているところがございます。資料としましては5ページに全て載っておりますので、そのあたりをご覧に入れながら概要の紹介をしたいと思います。

気象庁からは暫定ではありますが、こういった情報が出るようになっております。何か異常現象を検知した時に、まず調査開始するという情報が出ます。その後専門家を集めた後に現地の情報として、本当に心配なことがあれば情報を出して、心配なことがなくなった場合にも情報を出すことになっていきます。いずれも異常現象の検知直後に切迫性が高まったり、切迫性が減ったりといったものが中心の特徴です。そういうものに対して情報を出そうということで、どう対応するかということです。内閣府では現在、ケース1、ケース2と通称で私たちは呼んでおりますけれど、その2つについて議論をしているところがございます。ケース1は南海トラフに沿って、紀伊半島をはさんだ片側だけでマグニチュード8クラスの巨大な地震が起きた時、過去の例を見ると反対側でも地震が近いうちに発生するというのが通例ですので、そういう時にどういった対応を取るかが、一番の特徴です。2つ目は、もう一回り小規模な地震がプレート境界で発生した時に、結構地震学者が心配する現象なので、それに対してどう対応するかということが議論されております。それ以外のケースもいろいろありますけれど、気象庁は特にスロースリップというところに着目しておりますけれど、防災対応上はこれにかなり近いので、このあたりについて、防災上も注目しているところがございます。

まず会議では、中部経済連合会が加盟企業にアンケートを取ったものがいくつか紹介されております。それをかいつまんでいくつか紹介いたします。まず、普段大規模地震への関心や地震被害の問題意識を調査したところ、基本的には関心はあるという結果は出ております。地震対策は普段の対策が基本ですので、関心があるのは非常に重要でございますが、もう少し詳しく知っているか。例えば南海トラフ地震についての詳細は知っているかという、必ずしも皆よく知っているわけではないということです。地震予知についての認識が難しいというのは皆さんご存知ですが、例えば東海地震の対策に対する問題意識があって、また南海トラフ地震に対する問題意識もあるという企業は少ないです。そして、普段計画を立てている企業はというと、さらに少なくなるということが事実としてあるようです。関心はあって心配はしているけれど、あまり何もしていないというような方々が結構多いということです。最後はここまでしないと意味がないということがわかっています。ただ、大企業はかなり進んでいるのですが、中小企業の計画が少ないというのが現状です。地震に限らず防災は自助が大事で、公助や共助を待っていてもそれにはかなり限界がありますので、まず自助をきちんとしないことには災害は防げないということが肝となります。

もう1つの重要な考え方は、ここではこの4つが示されています。もしも気象庁から情報が出た時にどうするかというところですが、いろいろ議論した結果、まず多くの不特定多数の方が利用する施設や危険物取扱い施設等、とにかく危ないものの点検を最初に実施しましょうということです。これは普段からするべきですが、特にその時に改めて実施するということです。それから、明らかに従業員の命に危険が及ぶ場合には必要になります。例えば高所で作業しているという場合には、しばらくやめておこうというようなことです。それから安否の連絡の確認方法を普段から確認するというのも普段からしておかなければならないことですが、改めてしておくといったことで、トータルとして被害を減らそうということが考え方の基本になっています。つまりこれはBCPと一緒にすけれども、何もないと、いきなり被害が大きくて、戻ってくるまでが少ないというような図が通常です。事前に何かコストをかけることによって、トータルとしてコストが減るようにするというです。多少最初はお金や手間がかかるかもしれないけれど、実際に何か起きた時のメリットはその10倍くらいはあるというのを目指すということが言われております。防災というのは、事前の対策によって、後に出てくる膨大な被害を減らそうということが基本になります。

資料の中にもう1つあるのは、実際地震が起きたらどうなるのかということです。これは後でご覧になっていただければいいのですが、実際に揺すられたらどうということになるかといいますと、緊急地震速報、大津波警報が出て、いろんな被害が出るということがここに示されています。一方で、例えば紀伊半島の反対側、四国側で地震が起きて、東海側はどうなるかという、東海側は特に大きな被害はないわけですがけれども、一日二日は大津波警報が出て、交通がしばらく止まるといったことが起きます。そういう段階で気象庁が南海トラフに関する情報を出しますが、その時被害がなかった反対側はどうすればいいかというのが、先ほどの議論となっております。

その次はですね、内閣府と事務局が考えていることを案として出てきたものをいくつかお示しいたします。案ということですので、こういう時に、「～ではないか。」という表現がございます。「～である。」とは書かないです。案の状態議論をしてほしいということですが、ここに書いてあることは結構重要です。気象庁から情報が出た時は、最初の地震に対して緊急措置をとった後に、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり、社会全体としては地震に備えつつ、通常の社会活動をできるだけ実施していくためにこういったことをすべきだということで、重要なことは防災対応を取るだけではなく、地震に備えつつ通常の活動をするということが基本となっております。つまり気象庁から情報が出て、実際に地震が起きる確率というのは大体10回に1回だということも前提として、行動をするということが中心になります。例えば住民はどうするのか

というと、津波は本当に避難しなければいけない、すぐに避難しても間に合わないようなところにいる方々はその情報で避難するとか、それ以外の人たちは避難経路の確認をするということで、普段しておくべきことをもう一度確認するということをしてほしいということです。企業の対応も基本的には同じで、先ほどの中部経済連合会の資料にも改めて書いてありますが、基本的には普段しておかなければならないこと、あるいは明らかに危険なことはやめておくといったことが基本になります。

それからその次は、それをいつまで続けるかという話ですが、気象庁の情報は直後から徐々に切迫度は減っていくというものですが、いつやめたらいいかということは科学では言えないので、社会で決めておくということです。それが大体3日から1週間程度だろうということで、そのくらいでやめるのですが、全く元に戻すということではなく、警戒レベルを1段階落とす程度の概念にしておく等、実際にどの程度落とすかはあらかじめ決めておく必要があります。気象庁が「心配ではなくなりつつありますよ」と言っても、必ずしもそれは安全宣言であるというわけではありませんので、とにかく社会で3日から1週間一生懸命備えて、その後も警戒レベルを一つ落とすという程度の概念で、さらに対応を続けてほしいです。つまり、南海トラフの片方でマグニチュード8クラスの地震が発生して、反対側で発生するのが30時間後であったり、2年後であったりしますので、どのように対応するかということも書かれています。

最後のページはそれぞれたくさん記載がありましたが、頭の部分だけをここに並べました。いくつか特徴がありまして、一番上はあらかじめ定めると書いてあります。その時にドタバタするのではなく、あらかじめ何をしたらいいかというのを決めておくということと、市町村で独自に行くと調和が取れないので、国が基本的な方針を示して、ある程度それに調和する形で都道府県、市区町村が行ってほしいと書かれています。2つ目は特に新しいことではないので省略します。3つ目は何かというと、これも国が考え方を示し、市町村はそれぞれの状況に応じて対応をとるということです。4つ目も基本的には同じですので、やはり調和の取れたものにするためには、全体のガイドラインといいますか、方針をある程度決めておいて、市区町村等はそれに調和的な形で、それぞれ個別の事情の中で取り入れてほしいということではないかと思えます。

以上、現在こういった議論が進んでいまして、今年度中か今年中には結論が出るという状況でございます。以上でございます。

●永田会長

はい、先生ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、今の山岡先生のお話で、何かご意見ご質問がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

一番上のところですが、もちろん地震を予知することはかなり難しいですが、情報が出た時に住民の皆さんもそうですけれども、私たちが市町村ですので、市町村をどうしていくかが私どもにとっては一番大切ですが、それが一番難しいのかなと思ひます。

●山岡専門委員

基本的には地震は突然発生するものとして備えておくというものとなりまして、気象庁の情報が出たときにどうするかと言うのは、基本は普段やっておくべきことをもう一度確認するというのが基本となります。各家庭ですと、家具の固定や備蓄品の確認等となりまして、市ですと、それぞれの職員の方がちゃんと備蓄を持っているかの確認ということをして、この段階でもう一度確認するというのが必要かもしれませんし、それから、まだそこまでは出てきていませんが、例えば出勤の体制をどうするのか等、いろいろとしていただくことになると思ひます。対応を取ることによって、何もしない場合に比べると、例えば役所の回復が早いとか、あるいは消防・警察・自衛隊なんかですと犠牲者を一人でも減らせるとか、そういった対応を取っていただくことになると思ひます。ただ対応をしても一週間

じゃ何も発生しないということもかなりありますので、あまりお金をかけすぎても疲れてしまうので、どの程度抑えるかは事前に決めておいていただきたいと思います。

●永田会長

はい、ありがとうございました。それでは次に、ライフライン事業者であります中部電力様から新たな取組のご説明がございますので、土方様よろしくをお願いします。

●土方委員

中村営業所の土方でございます。本日はお手元の資料の「停電情報配信サービスのご案内」ということで、一枚ご用意させていただきました。もしかしたらご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、私どもとしては、広域に停電が発生した時に、今停電していますよという情報を、スマートフォンの無料アプリですが、「きずなネット」といまして、こちらに登録していただくと停電が発生する度、その方にお知らせをするということになります。停電しますと、よく停電しているかという問合せがあるのですが、問合せをする前に既に中部電力が把握している停電情報が登録したお客様に自動的に転送されるというシステムになっておりますので、是非こういった機会に簡単に登録できますので、お手元の登録方法に沿って登録していただくと、停電発生時には必ず通知が行くこととなりますので、今後の何らかの防災や災害発生時へのお役立てになるのかなということでご案内させていただきますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

●永田会長

はい、ありがとうございました。今の中部電力様のご説明で何かご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、全体を通して何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは最後に事務局からの報告をお願いいたします。

●事務局

それでは、今後のスケジュールについてご報告申し上げたいと思います。次回は年度末に会議の開催をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

●永田会長

はい、それでは本日の会議の議事はすべて終了をいたしました。会議を終了させていただきます。長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。それでは進行を事務局にお渡しいたします。

●事務局

それでは、これをもちまして平成30年度第1回清須市防災会議を閉会させていただきます。長時間誠にありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
-----------	--------------